

香川県最低賃金の引き上げと、中小企業・小規模事業者への支援策としての業務改善助成金等について

1 香川県最低賃金(現行:1時間820円)の引き上げについて

令和3年8月23日に、第5回香川地方最低賃金審議会が開催され、

- ① 香川県最低賃金を28円引き上げて1時間848円とすること、
- ② その適用は、令和3年10月1日からとすること

が最終確認されました(答申がされました)。

香川労働局では、当該答申内容を踏まえ、香川県最低賃金を決定し、令和3年9月1日に官報公示を行って、令和3年10月1日から適用することとしています。

2 中小企業・小規模事業者への支援策としての「業務改善助成金」

「業務改善助成金」は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

令和3年8月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を拡充しています。業務改善助成金の内容は、内側のリーフレット等をご覧いただきたいと思いますが、重要なポイントは、(上記1のとおり)香川県最低賃金が10月1日から引き上がることにあります。

具体的には、

○令和3年9月末まで、香川県最低賃金は、1時間820円

業務改善助成金の対象事業場の1つの要件が「事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内」ですので、事業場内最低賃金が1時間820円から850円の事業場が対象となります。

香川県最低賃金が28円引き上げられることを踏まえ、時間額を28円引き上げた場合、それだけで業務改善助成金の20円コースが活用できます。また、最賃引上額の28円に2円加算して30円引き上げると、30円コースが活用できます。ただし、この場合には、9月末までに、①業務改善助成金の交付申請書を香川労働局に提出した後、②賃金の引き上げを行い、③引き上げ後の賃金の勤務実績が1日以上あることが必要となりますので、ご注意ください。最も遅いものが9月29日(水)に交付申請書を香川労働局に提出し、同日、賃金の引き上げをして、9月30日(木)、引き上げ後の賃金で働いてもらうということになります。

○令和3年10月1日以降、香川県最低賃金は、1時間848円

業務改善助成金の対象事業場の1つの要件が「事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内」ですので、事業場内最低賃金が1時間848円から878円の事業場が対象となります。

香川県最低賃金が848円となっていますので、ここから20円以上引き上げないと(=868円以上)、業務改善助成金の20円コースを活用することはできません。

また、交付申請時に事業場内最低賃金が香川県最低賃金(1時間848円)を下回っている事業場は助成対象となりませんので、ご注意ください。

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなっています

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。



新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の申請が可能

③ 上限加算の対象人数を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と香川県最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
 - ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
 - ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
 - ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
- ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
- イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 450 万円（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大 600 万円）

コースにより異なるので、詳細は次頁を確認してください。

助成率

	通常	生産性要件あり	
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10	※ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

※ PC、スマホ、タブレットの他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

	引き上げる労働者数				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日

- i** 【お問い合わせ】
令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設しています。
電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）
- 【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています。

3 中小企業・小規模事業者への支援策としての「雇用調整助成金」等

「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」について、業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給する特例が設けられました。

「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」についても、香川県最低賃金の改正前後において、香川県最低賃金額が大きく影響します。令和3年10月1日以降においては、発効後の香川県最低賃金(848円)から30円以上引き上げる必要があります。

<対象となる条件>

次の(1)及び(2)の条件を満たす場合は、小規模の休業(1/40未満)も支給対象となります。

- (1) 令和3年10月から3か月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業(令和3年1月8日以降解雇を行っていない場合に限る。)であること。
- (2) 事業場内最低賃金(当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間当たりの賃金額。香川県最低賃金との差が30円未満である場合に限る。)を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

例:10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も支給対象
 $4人日(休業) / 200人日(10人 \times 20日) = 1/50 < 休業企業規模(1/40)$

<申請手続等>

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。(教育訓練や出向は対象になりません。)
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになります。
- 申請様式は、9月以降にホームページで公開する予定です。

4 これらの内容について、香川労働局ホームページで情報提供をしています。

業務改善助成金の概要(動画)の他、申請様式、申請マニュアルなどをダウンロードできます。

香川労働局ホームページの「重要なお知らせ」欄をご覧ください。



<お問い合わせ先>

- 香川県最低賃金の改正関係 香川労働局労働基準部賃金室 TEL 087-811-8919
- 業務改善助成金関係 香川労働局雇用環境・均等室 TEL 087-811-8924
 - ・業務改善助成金コールセンター TEL 03-6388-6155
 - ・業務改善助成金の活用方法を含めて、「香川働き方改革推進支援センター」に相談することができます。 フリーダイヤル 0120-000-849
- 雇用調整助成金等関係 香川労働局雇用調整助成金グループ TEL 087-823-0505